

目次

九州運輸局編

■ 本書について	2
■ 略語について	3
■ 最近の主な改正概要	4

第1章 車両法

1 目的・用語・自動車の種別	6
2 自動車の登録制度	9
3 保安基準	15
4 自動車の点検整備制度	16
5 自動車の検査制度	21
6 認証制度	30
7 指定制度（工場関係）	43
8 指定制度（検査員関係）	53
9 指定制度（保安基準適合証関係）	55
10 指定制度（記録簿・罰則・変更届）	71

第2章 保安基準

1 自動車の構造関係	80
2 自動車の装置一般	87
3 自動車の車体関係	96
4 自動車の室内関係	105
5 自動車の騒音・排ガス関係	117
6 自動車の灯火関係	121
7 警音器・後写鏡・速度計 他	137
8 テスタ等による機能維持確認	144

第3章 計算問題

1 ブレーキ制動力	162
2 年度別計算問題	164

第4章 年度別試験問題

1 令和6年度 第1回	204
2 令和6年度 第2回	217
3 令和5年度 第1回	229
4 令和5年度 第2回	241
5 令和4年度 第1回	253
6 令和4年度 第2回	265
7 令和3年度 第1回	278
8 令和3年度 第2回	289

第5章 暗記ノート

《法令の改正（施行日）》

◎車両法：令和7年6月1日
法律第68号まで

◎施行規則：令和7年4月1日
国土交通省令第67号まで

◎点検基準：令和5年12月21日
国土交通省令第86号まで

◎審査規程：令和7年1月31日
第62次改正まで

第1章 車両法

1. 目的・用語・自動車の種別

1. 車両法の目的	6
2. 用語の定義	6
3. 自動車の種別（法令）	7
4. 自動車の種別（別表第1）	8

2. 自動車の登録制度

1. 登録の一般的効力	9
2. 新規登録の申請	9
3. 自動車登録番号標の封印等	10
4. 変更登録・移転登録	11
5. 永久抹消登録・一時抹消登録	12
6. 自動車登録番号標の表示の義務	12
7. 車台番号等の打刻	13
8. 打刻の塗まつ等の禁止	13
9. 譲渡証明書	14
10. 臨時運行の許可	14
11. 回送運行の許可	15

3. 保安基準

1. 保安基準	15
---------	----

4. 自動車の点検整備制度

1. 点検及び整備の義務	16
2. 日常点検整備	17
3. 定期点検整備（点検期間）	17
4. 定期点検整備（点検内容）	18
5. 点検整備記録簿	19
6. 整備管理者	20
7. 整備命令	20
8. 自動車の点検及び整備に関する手引	21

5. 自動車の検査制度

1. 自動車の検査及び自動車検査証	21
2. 新規検査	22
3. 自動車検査証の有効期間	23
4. 自動車検査証の有効期間の起算日	24
5. 継続検査	25
6. 臨時検査	25
7. 自動車検査証の備付けと検査標章の表示	26
8. 自動車検査証記録事項の変更	26
9. 自動車検査証の返納等	27
10. 自動車検査証等の再交付	27
11. 予備検査	28
12. 限定自動車検査証	28
13. 自動車部品を装着した場合の取扱い	29

6. 認証制度

1. 特定整備事業の種類	30
2. 認証	31
3. 対象とする自動車の種類	31
4. 認証基準	32
5. 特定整備の定義	35
6. 特定整備事業者の変更届	36

7. 事業の相続・譲渡	37
8. 特定整備事業者の標識	37
9. 特定整備事業者の義務	38
10. 特定整備記録簿	38
11. 設備の維持等	39
12. 特定整備事業者の遵守事項	39
13. 整備主任者	42
14. 事業の停止等	43

7. 指定制度（工場関係）

1. 優良自動車整備事業の認定	43
2. 指定自動車整備事業の指定	44
3. 指定工場の設備、技術及び管理組織（1）	44
4. 検査の設備	46
5. 指定工場の設備、技術及び管理組織（2）	47
6. 対象自動車の指定	49
7. 検査用機器の共用	50
8. 検査用機器の校正	51
9. 検査用機器の構造と取扱い	52

8. 指定制度（検査員関係）

1. 自動車検査員の選任	53
2. 自動車検査員の要件	54
3. 自動車検査員の研修	54
4. 自動車検査員の解任	54

9. 指定制度（保安基準適合証関係）

1. 指定事業者による保安基準適合証等の交付	55
2. 指定事業者による点検の基準	56
3. 自動車検査員による検査（検査等の基準）	56
4. 自動車検査員による証明	58
5. 整備事業の一部の委託	59
6. 自動車検査員の服務	59
7. 自動車検査員の作業区分	60
8. 保安基準適合証等の有効期間	61
9. 保安基準適合標章の表示	62
10. 保安基準適合証等の取扱い（記載方法）	63
11. 保安基準適合証等の取扱い（不正使用の防止等）	64
12. 保安基準適合証等の訂正・再交付	66
13. 走行距離計表示値の取扱い	67
14. 自賠責保険証明書の備付け	68
15. 保安基準適合証の取扱い（最終の検査申請日）	68
16. 限定保安基準適合証	70

10. 指定制度（記録簿・罰則・変更届）

1. 指定整備記録簿（記載事項・保存期間・様式）	71
2. 指定整備記録簿（記載要領）	72
3. 指定事業者への罰則の適用	73
4. 保安基準適合証の交付の停止	74
5. 指定事業者の変更届	74
6. 不正使用等の禁止	74
7. 不正改造等の禁止	75
8. 軽自動車検査協会がした 処分等に係る審査請求	75

1. 目的・用語・自動車の種別

1 車両法の目的

【過去出題例】

- ☑1. 道路運送車両法は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。
[R6.2/R6.1/R2.2]
- ☑2. 道路運送車両法は、道路運送車両に関し、() についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び() の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R5.2/R4.1]
- ☑3. 道路運送車両法は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに() 及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R5.1/R3.2]
- ☑4. 道路運送車両法は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに() についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R4.2]
- ☑5. 道路運送車両法は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに() 及び公害の防止その他の() 並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R3.1]
- ☑6. 道路運送車両法は、道路運送車両に関し、() についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の() の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R2.1]

◎正解 1…○：2…所有権/公害：3…安全性の確保：4…整備：5…安全性の確保/環境の保全：
6…所有権/整備事業

【関係法令】

◆車両法◆第1条（この法律の目的）

1. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。
- ▷「公証」行政上、特定の事実又は法律関係の存在をおおやけに証明すること。
 - ▷「資する」助けとなる。役立つ。
 - ▷「公共の福祉」社会全体に共通する幸福・利益。
 - ▷毎年必ず出題！全文を覚える！

2 用語の定義

【過去出題例】

- ☑1. 道路運送車両法で定める「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう。
[R6.2/R3.2/R3.1/R2.1]
- ☑2. 道路運送車両法で定める「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び() をいう。
[R6.1/R4.2/R2.2]
- ☑3. 道路運送車両法で定める「道路運送車両」とは、自動車、軽自動車及び軽車両をいう。[R5.1]
- ☑4. 道路運送車両法で() とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、原動機付自転車以外のものをいう。[R6.2/R3.1]

- ☐5. 道路運送車両法で自動車とは、() により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、原動機付自転車以外のものをいう。[R6.1/R3.2]
- ☐6. 原動機付自転車とは、国土交通省令で定める () 又は定格出力を有する原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具をいう。[R2.2]
- ☐7. 道路運送車両法で「原動機付自転車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具で、内燃機関を原動機とするものであって、二輪を有するもの（側車付のものを除く。）にあっては、その総排気量は () L 以下とする。[R4.1]
- ☐8. 道路運送車両法において、「運行」とは、人又は物品を運送するとしないとにかかわらず、道路運送車両を当該装置の用い方に従い用いること（道路以外の場所のみににおいて用いることを除く。）をいう。[R5.2]

◎正解 1…○：2…軽車両：3…×：4…自動車：5…原動機：6…総排気量：7…0.125：8…○

【関係法令】

◆車両法◆第2条（定義）

- この法律で「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう。
- この法律で「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。
- この法律で「原動機付自転車」とは、国土交通省令〔施行規則第1条〕で定める総排気量又は定格出力を有する原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具をいう。
 ▷側車付を除いた二輪は総排気量 0.125L 以下、その他のものは 0.050L 以下のものが原動機付自転車。
 ▷排気量 0.050L 以下又は定格出力が 0.60kW 以下は第一種原動機付自転車、その他のもの（0.050 ～ 0.124L）が第二種原動機付自転車。
- この法律で「運行」とは、人又は物品を運送するとしないとにかかわらず、道路運送車両を当該装置の用い方に従い用いること（道路以外の場所のみににおいて用いることを除く）をいう。

3 自動車の種別（法令）

【過去出題例】

- ☐1. 道路運送車両法に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大きさ及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。[R6.2/R4.1]
- ☐2. 道路運送車両法に規定する ()、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大きさ及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。[R6.1]
- ☐3. 自動車の種別は、自動車の () 及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。[R3.2]
- ☐4. 自動車の種別は、普通自動車、中型自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車に分けられる。[R2.2]

◎正解 1…○：2…普通自動車：3…大きさ：4…×

【関係法令】

◆車両法◆第3条（自動車の種別）

1. この法律に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大きさ及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令〔施行規則第2条〕で定める。
- ▷自動車は、「大きさ」「構造」「原動機の種類」「総排気量又は定格出力」を基準として、「普通」「小型」「軽」「大特」「小特」の5種類に分類される。
- ▷自動車の種別に大型自動車は定義されていない。

4

自動車の種別（別表第1）

【過去出題例】

・法令

- ☑1. 四輪の小型自動車の大きさは、長さ（ ）m以下、幅1.70m以下、高さ2.00m以下である。
[R6.2/R6.1/R3.2]
- ☑2. 道路運送車両法施行規則別表第1で定める四輪の小型自動車の大きさは、長さ4.70m以下、幅（ ）m以下、高さ2.00m以下である。[R2.2]
- ☑3. 現在の道路運送車両法及び関係法令等で規定されている四輪の軽自動車の大きさは、長さ3.40m以下、幅（ ）m以下、高さ2.00m以下である。[R6.2/R6.1/R4.2]

・別表第1

- ☑4. 長さ469cm、幅172cm、高さ152cmであって、LPGを燃料とする排気量が1.99Lの自動車の種別は（ ）自動車である。[R2.1]
- ☑5. 四輪の小型自動車は、内燃機関を原動機とする自動車（軽油を燃料とする自動車及び天然ガスのみを燃料とする自動車を除く。）にあつては、総排気量が（ ）ℓ以下である。[R6.2/R6.1]
- ☑6. 自動車の大きさが長さ4.69m、幅1.69m、高さ1.68mで、ガソリンを燃料とする総排気量1.98Lの内燃機関を原動機とする四輪自動車の種別は、（ ）自動車である。[R5.2]
- ☑7. 長さ469cm、幅169cm、高さ152cm、車体形状が「ステーションワゴン」であつて、軽油を燃料とする総排気量が2.38Lの内燃機関を原動機とする四輪自動車の種別は（ ）自動車である。
[R4.1]
- ☑8. 自動車の大きさが長さ4.69m、幅1.69m、高さ1.68mで、車体の形状が箱形、ガソリンを燃料とする総排気量1.98Lの内燃機関を原動機とする四輪自動車の種別は、小型自動車である。[R4.2]
- ☑9. 長さ4.69m、幅1.69m、高さ1.99mで、ガソリンを燃料とする総排気量1.99Lの内燃機関を原動機とする四輪自動車の種別は、普通自動車である。[R3.1]
- ☑10. 長さ4.70m、幅1.70m、高さ2.00m、最高速度30km/hの農耕トラクタの自動車の種別は（ ）特殊自動車である。[R5.1]
- ☑11. 農耕トラクタであつて、最高速度が35km/h未満のものは（ ）特殊自動車である。[R3.1]

◎正解 1…4.70：2…1.70：3…1.48：4…普通：5…2.00：6…小型：7…小型：8…○：
9…×：10…小型：11…小型

【関係法令】

◆施行規則◆第2条（自動車の種別）

1. 法第3条の普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、別表第1に定めるところによる。

〈別表第1（第2条関係）〉

自動車の種別	自動車の構造及び原動機	自動車の大きさ		
		長さ	幅	高さ
普通自動車	小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車			
小型自動車	四輪以上の自動車及び被けん引自動車で自動車の大きさが右欄に該当するもののうち、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車（軽油を燃料とする自動車及び天然ガスのみを燃料とする自動車を除く）にあっては、その総排気量が2.00L以下のものに限る）	4.70m 以下	1.70m 以下	2.00m 以下
	二輪自動車（側車付二輪自動車を含む）及び三輪自動車で軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの			
軽自動車	二輪自動車（側車付二輪自動車を含む）以外の自動車及び被けん引自動車で自動車の大きさが右欄に該当するもののうち大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車にあっては、その総排気量が0.660L以下のものに限る）	3.40m 以下	1.48m 以下	2.00m 以下
	二輪自動車（側車付二輪自動車を含む）で自動車の大きさが右欄に該当するもののうち大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車にあっては、その総排気量が0.250L以下のものに限る）	2.50m 以下	1.30m 以下	2.00m 以下
大型特殊自動車	1. 次に掲げる自動車であって、小型特殊自動車以外のもの イ. ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ等 [以下略] ロ. 農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車等 [以下略] 2. ポール・トレーラ等 [以下略]			
小型特殊自動車	1. 前項第1号イに掲げる自動車であって、自動車の大きさが右欄に該当するもののうち最高速度15km/h以下のもの	4.70m 以下	1.70m 以下	2.80m 以下
	2. 前項第1号ロに掲げる自動車であって、最高速度35km/h未満のもの			

2. 自動車の登録制度

1 登録の一般的効力

〔過去出題例〕

- ☒ 1. 自動車（軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。）は、自動車登録ファイルに登録を受けたものでなければ、これを運行の用に供してはならない。[R6.2/R6.1/R5.2/R4.2/R3.2/R3.1]

◎正解 1…○

〔関係法令〕

◆車両法◆第4条（登録の一般的効力）

1. 自動車（軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く）は、自動車登録ファイルに登録を受けたものでなければ、これを運行の用に供してはならない。

2 新規登録の申請

〔過去出題例〕

- ☒ 1. 新規登録の申請の際、有効な自動車予備検査証を提出することにより、当該自動車の提示を省略することができる。[R6.1/R4.1/R2.2]

本章では、製作年月日の記載が無い場合、全て令和7年1月1日製作車としている（第4章において同じ）。なお、特に注釈のない限り、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車の基準（審査規程）については省略している。

1. 自動車の構造関係

1. 用語の定義	80
2. 不適切な補修等	81
3. 長さ、幅及び高さ	82
4. 最低地上高	83
5. 車両総重量・軸重・輪荷重	84
6. 安定性	86
7. 最小回転半径	86
8. 接地部及び接地圧	87

2. 自動車の装置一般

1. 原動機及び動力伝達装置	87
2. 速度抑制装置	88
3. 走行装置	89
4. 操縦装置	90
5. かじ取装置	91
6. 施錠装置	91
7. 制動装置	92
8. 衝突被害軽減制動制御装置（自動ブレーキ）	93
9. 緩衝装置	93
10. 燃料装置	94
11. 高圧ガスの燃料装置	95

3. 自動車の車体関係

1. 車枠及び車体	96
2. 車体表示	99
3. 巻込防止装置	100
4. 突入防止装置	103
5. 前部潜り込み防止装置	104

4. 自動車の室内関係

1. 乗車装置	105
2. 運転者席	106
3. 座席	108
4. 座席ベルト	109
5. 座席ベルト非装着時警報装置	110
6. 頭部後傾抑止装置	111
7. 通路	111
8. 乗降口	112
9. 非常口	113
10. 物品積載装置	113
11. 窓ガラス	114

5. 自動車の騒音・排ガス関係

1. 騒音防止装置（消音器）	117
2. 排出ガス等の発散防止性能（機能維持）	118
3. ブローバイ・ガス還元装置	119
4. 燃料蒸発ガス発散防止装置	119
5. 排出ガス等の発散防止装置（排気管）	120
6. 窒素酸化物排出自動車等の特例	120

6. 自動車の灯火関係

1. 走行用前照灯	121
2. すれ違い用前照灯	121
3. 前照灯照射方向調節装置	122
4. 前部雾灯	122
5. 側方照射灯	123
6. 車幅灯	123
7. 昼間走行灯	124
8. 前部反射器	125
9. 側方灯・側方反射器	125
10. 番号灯	126
11. 尾灯	127
12. 後部雾灯	128
13. 後部反射器・大型後部反射器	128
14. 制動灯	130
15. 補助制動灯	131
16. 後退灯	132
17. 方向指示器	133
18. 補助方向指示器	134
19. その他の灯火等の制限	134

7. 警音器・後写鏡・速度計 他

1. 警音器	137
2. 後写鏡	137
3. 直前及び側方の視界	138
4. 窓ふき器	140
5. 速度計	141
6. 消火器	142
7. 運行記録計	142
8. 緊急自動車	142
9. 道路維持作業用自動車	143
10. 自主防犯活動用自動車	143
11. 旅客自動車運送事業用自動車	143
12. 乗車定員	144

8. テスタ等による機能維持確認

1. かじ取車輪の整列状態 （サイドスリップ・テスト）	144
2. 近接排気騒音の大きさ（騒音計等）	145
3. 騒音防止装置（近接排気騒音の測定方法）	148
4. CO・HCの濃度（CO・HCテスト）	151
5. 光吸収係数又は黒煙による汚染度 （オパシメータ又は黒煙測定器）	154
6. 前照灯の明るさ及び主光軸の向き （前照灯試験機）	157
7. 警音器の音の大きさ（騒音計等）	160
8. 速度計の指度の誤差（速度計試験機）	161

[関係法令]

◆審査規程◆7－35 車体表示・要約

[車体表示の義務] ※自動車の製作年月日を問わず、この基準が適用される。

種別	表示項目	表示箇所	単位記号（＊）
下記以外の自動車	①最大積載量	車体後面	■ 最大積載量にあつては、 kg 又は t ■ 最大積載容積にあつては、 L 又は m ³
タンク自動車	①最大積載量		
	②最大積載容積 ③積載物品名		
乗車定員 11 人以上 のスクールバス	①スクールバス、 幼稚園バス等の表示	車体の前面、 後面及び両側面	—



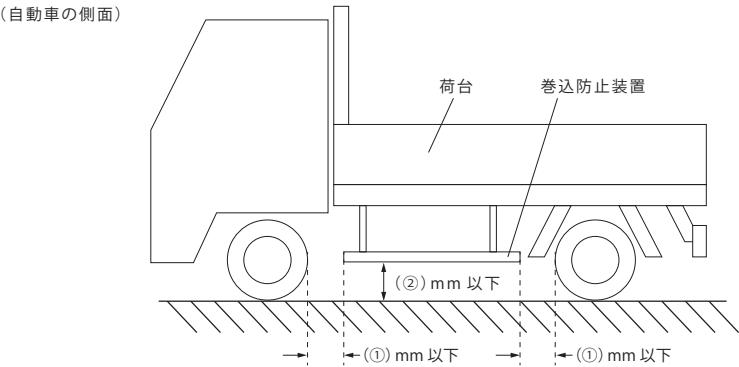
＊それぞれ大文字、小文字、筆記体又は片仮名による表記であってもよい。

3 巻込防止装置

[過去出題例]

☑1. 自動車検査証記載の最大積載量が 3000kg、車両総重量が 6500kg、形状がキャブオーバである普通貨物自動車の両側面に備える巻込防止装置の取付位置は、次の各号に掲げる基準に適合するように取付けられなければならない。（設問①、②については下図におけるそれぞれの位置を示す）
[R6.1]

- (1) 巻込防止装置の平面部（湾曲部を除く。以下同じ。）前端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と前輪タイヤのうち最後部にあるものの後端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離及び平面部の後端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と後輪タイヤのうち最前部にあるものの前端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離が ① mm 以下となるように取付けられていること。
- (2) 空車状態において、運転者席乗降口付近を除き、巻込防止装置の下縁の高さが地上 ② mm 以下となるように取付けられていること。



☑2. 普通貨物自動車（車両総重量 8t 以上又は最大積載量 5t 以上のもの。）の両側面に備える巻込防止装置の取付位置は、次の各号に掲げる基準に適合するように取付けられなければならない。（設問①～④については下図におけるそれぞれの位置を示す）
[R5.2/R4.2/R3.2]

- (1) 巻込防止装置は、空車状態において、その下縁の高さが地上 ① mm 以下、その上縁の高さが地上 ② mm 以上となるように取付けられていること。
- (2) 巻込防止装置は、空車状態において、その上縁と荷台等との間隔が歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができるものとなるように取付けられていること。この場合において、巻込防止装置の平面部の上縁と荷台等の間隔が ③ mm 以下となるように取付けられている巻込防止装置は、この基準に適合するものとする。

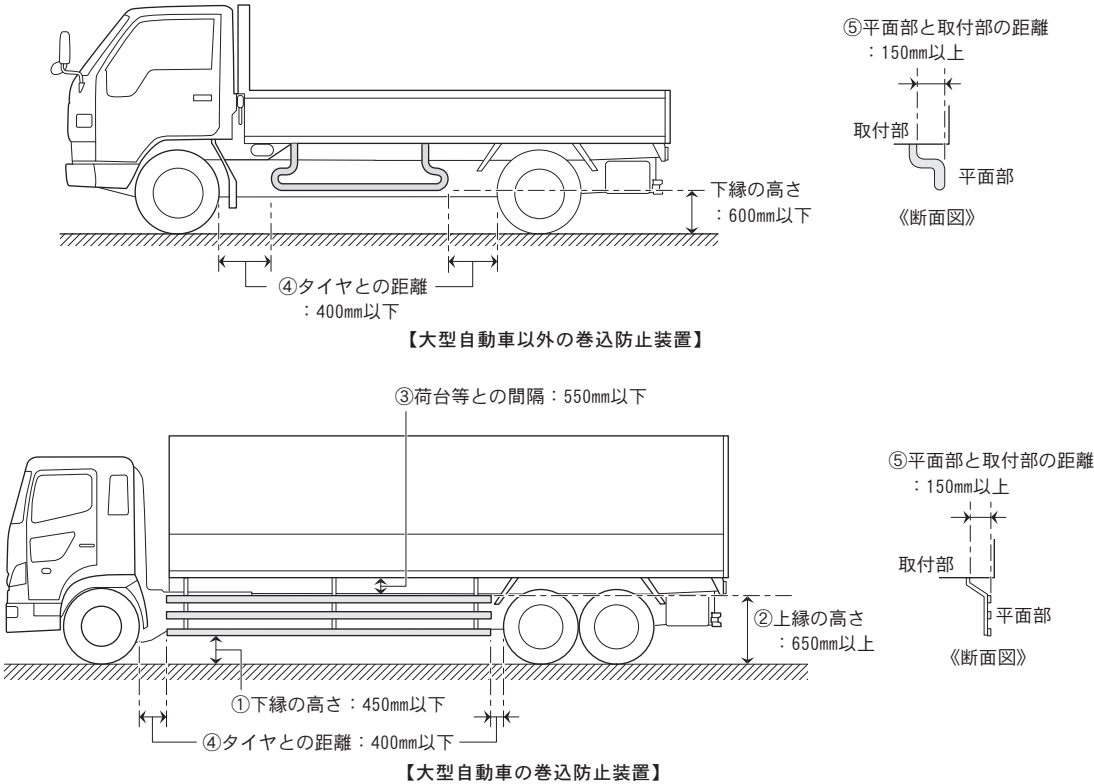
[関係法令]

◆審査規程◆7－36 巻込防止装置・要約

[装備要件と取付要件（＊）] ※昭和 55 年 11 月 1 日以降に製作された自動車に、この基準が適用される。

装備が必要な自動車	平面部の形状	①下縁 の高さ	②上縁 の高さ	③荷台等 との間隔	④平面部と タイヤとの距離	⑤平面部と 取付部の距離
大型自動車を除く 普通貨物自動車	鋼管一本等でもよい	下縁の高さが地上 600mm 以下であればよい			400mm 以下	150mm 以上内側
大型自動車（車両総重量 8t 以上及び最大積載量 5t 以上の普通自動車）	①一体板物 ②すのこ状 ③網状 ④棒状（3 本以上）	地上 450mm 以下	地上 650mm 以上	550mm 以下		

＊いずれも空車状態における基準である。



7. 警音器・後写鏡・速度計 他

1 警音器

【過去出題例】

- ☑1. 小型貨物自動車に備える警音器について、音色が自動的に変化するものとなっていたが、音の大きさが基準値内であったため、基準に適合と判断した。[R6.2/R3.2]

◎正解 1…×

【関係法令】

◆審査規程◆7－97 警音器・要約

【音色の基準】※自動車の製作年月日を問わず、この基準が適用される。

適合するもの	適合しないもの
- 音が連続すること - 音の大きさ及び音色が一定であること	- 音が自動的に断続するもの - 音の大きさ又は音色が自動的に変化するもの - 運転者席において音の大きさ又は音色を容易に変化させることができるもの - サイレン又は鐘

2 後写鏡

【過去出題例】

- ☑1. ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室を有しないものに備える後写鏡は、反射面の中心が、かじ取装置の中心を通り進行方向に平行な鉛直面から（ ）mm 以上外側となるように取付けられていること。[R3.1]
- ☑2. ハンドルバー方式のかじ取装置を備える小型二輪自動車の後写鏡について、後写鏡の反射面の中心が、かじ取装置の中心を通り進行方向に平行な鉛直面から 270mm 外側となるように取付けられていたため、基準に適合とした。[R5.1]
- ☑3. ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪の小型自動車の後写鏡の反射面の中心は、かじ取装置の中心を通り、進行方向に向かって平行な鉛直面から 250mm 以上外側になるように取付けられていること。[R2.2]
- ☑4. 自動車に備える後写鏡の鏡面に著しいひび割れがある状態であったが、運転者の視野が確認できると判断できたため、基準に適合と判断した。[R6.1]
- ☑5. ハンドルバー方式のかじ取り装置を備える小型二輪自動車であって、後写鏡鏡面の面積が 68cm² であったため、基準に不適合とした。[R4.2]
- ☑6. ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪の小型自動車の後写鏡の鏡面の面積が 70cm² であったため、適合と判断した。[R2.1]
- ☑7. 普通乗用自動車に備える後写鏡は、運転者が運転者席において、自動車の左右の外側線上後方（ ）m までの間にある車両の交通状況及び自動車の左外側線付近（運転者が運転者席において確認できる部分を除く。）の交通状況を確認できるものであること。[R5.2]

◎正解 1…280：2…×：3…×：4…×：5…○：6…○：7…50

[関係法令]

◆審査規程◆7－106 後写鏡・要約

[構造要件] ※この基準は、平成19年1月1日以降に製作された自動車に適用される。

▪ ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室（運転者が運転者席において自動車の左外側線附近の交通状況を確認できるものを除く）を有しないものに備える後写鏡は、次の基準に適合するものでなければならない。
①容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。
②歩行者等に接触した場合において、衝撃を緩衝できる構造であり、かつ、歩行者等に傷害を与えるおそれのあるものでないこと。
③運転者が後方の交通状況を明瞭かつ容易に確認できる構造であること。
④後写鏡の反射面の中心が、かじ取装置の中心を通り進行方向に平行な鉛直面から280mm以上外側となるように取付けられていること。 ▷取付が不確実な後写鏡は、この基準に適合しない。
⑤鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れがないこと。
⑥鏡面の面積が69cm ² 以上であること。

[視認審査]

製作年月日	平成18年1月1日～
区分	
確認距離	▪ 運転者が運転者席において、自動車（＊1）の左右の外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況及び自動車（＊2）の左外側線付近（運転者が運転者席において確認できる部分を除く）の交通状況を確認できるものであること。 ▷二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては、自動車の左右の外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況を確認できるものであればよい。

- ＊1：被牽引自動車を牽引する場合は、被牽引自動車
＊2：牽引自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する場合は、牽引自動車及び被牽引自動車

3 直前及び側方の視界

[過去出題例]

☑1. 次表に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）には、運転者が運転者席において、次に掲げる障害物を確認できる鏡その他の装置を備えなければならない。ただし、運転者が運転者席において当該障害物を直接又は後写鏡若しくは後方等確認装置により確認できる構造の自動車にあつては、この限りでない。[R5.1改]

自動車	障害物
(1) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの（三輪自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5 t以下のもの	略
(2) 普通自動車、小型自動車及び軽自動車（(1) 及び(3) の自動車並びに三輪自動車を除く。）	当該自動車の前面及び左側面（左ハンドル車にあつては右側面）に接する高さ1 m直径 ① cmの円柱
(3) 車両総重量が8 t以上又は最大積載量が5 t以上の普通自動車であって原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にあるもの（乗車定員11人以上の自動車、その形状が乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車、原動機が運転者室の側方にあるワンサイドキャブ型自動車、原動機が運転者室又は客室の後方にあるトラッククレーン等を除く。）	当該自動車の前端から ② m前方にある車両中心線に直交する鉛直面及び当該自動車の左最外側面（左ハンドル車にあつては右最外側面）から ③ mの距離にある車両中心線に平行な鉛直面と当該自動車との間にある高さ1 m直径 ① cmの円柱

1. ブレーキ制動力

1 制動力の単位

制動力の計量単位には「N」と「kgf」がある。1 kgfは、1 kgの重量に作用する重力の大きさである。これに対し1 Nは、1 kgの質量をもつ物体に1 m/s²の加速度を生じさせる力である。地球の重力加速度は約9.8m/s²であることから、Nとkgfは、「1 kgf = 1 kg × 9.8m/s² = 9.8N」という関係にある。

保安基準（審査事務規程）では、制動力の基準値を計量単位（Nまたはkgf）により別々に規定している。

ブレーキテストの計量単位が「N」の場合、制動力の基準値は「N/kg」を適用する。例えば基準値が「4.90N/kg以上」の場合、1 kgの荷重に対して4.90N以上の制動力が必要であるということである。荷重を1,000kgとすれば、制動力は4,900N以上必要である。

1 kgの荷重に作用する重力は9.8Nであることから、制動力基準値の「4.90N」は重力のちょうど半分ということになる。これに対し、ブレーキテストの計量単位が「kgf」の場合、制動力の基準値は「%」を適用する。例えば基準値が「50%以上」の場合、1000kgの荷重に対して500kgf以上の制動力が必要ということになる。

500kgf = 500kg × 9.8m/s² = 4900Nであることから、kgf単位の「50%以上」とN単位の「4.90N/kg以上」は同じ基準を表していることになる。

2 制動力の判定基準値

審査事務規程（9－3）では、ブレーキ制動力を次のように規定している。

◆制動力の判定基準（編集部要約）

項 目		計量 単位	制動力の判定基準
主制動装置	制動力の 総和	N/kg	制動力の総和を審査時車両状態における自動車の重量で除した値が4.90N/kg以上であること。ただし、降雨等の天候条件によりブレーキ・テストのローラが濡れている場合には、4.90N/kgを3.92N/kgに読み替えて適用する。
		kgf	制動力の総和が審査時車両状態における自動車の重量の50%以上であること。ただし、降雨等の天候条件によりブレーキ・テストのローラが濡れている場合には、50%を40%に読み替えて適用する。
	後輪の 制動力の和	N/kg	後車輪に係わる制動力の和を審査時車両状態における当該車軸の軸重で除した値が0.98N/kg以上であること。
		kgf	後車輪に係わる制動力の和が審査時車両状態における当該車軸の軸重の10%以上であること。
	左右の 車輪の 制動力の差	N/kg	左右の車輪の制動力の差を審査時車両状態における当該車軸の軸重で除した値が0.78N/kg以下であること。
		kgf	左右の車輪の制動力の差が審査時車両状態における当該車軸の軸重の8%以下であること。
駐車ブレーキ	N/kg	制動力の総和を審査時車両状態における自動車の重量で除した値が1.96N/kg以上であること。	
	kgf	制動力の総和が審査時車両状態における自動車の重量の20%以上であること。	

注：①審査時車両状態における自動車の各軸重を計測することが困難な場合には、空車状態における前軸重に55kgを加えた値を審査時車両状態における自動車の前軸重とみなして差し支えない。

②ブレーキ・テストのローラ上で前車軸の全ての車輪がロックし、それ以上制動力を計測することが困難な場合には、その状態で制動力の総和に対し適合するとみなして差し支えない。

◎「審査時車両状態」は、審査規程1－3（用語の定義）より、空車状態の自動車に運転者1名（55kg）が乗車した状態である。

◎注①の内容は、「審査時車両状態」の前軸荷重と後軸荷重を規定したものである。理論的には、運転者1名（55kg）の荷重が前軸と後軸に分配される割合を求め、空車時の前軸荷重に運転者前軸配分荷重を加えたものが「審査時車両状態」の前軸荷重であり、また空車時の後軸荷重に運転者後軸配分荷重を加えたものが「審査時車両状態」の後軸荷重である。しかし、この考えに従って「審査時車両状態」の前軸荷重と後軸荷重を求めるには、運転者の乗員荷重位置を調べなくてはならない。自動車の荷重は運転者1名（55kg）の荷重から比べると非常に大きいことから、注①では次のように荷重を見なすと規定している。

「審査時車両状態」の前軸荷重＝空車時前軸荷重＋55kg

「審査時車両状態」の後軸荷重＝空車時後軸荷重

◎この規定により、運転者の乗員荷重位置がわからなくとも、空車時前軸荷重と空車時後軸荷重からブレーキ制動力の合否判定ができるようになる。

試験では、ブレーキ制動力の問題について「kgf」か「N」のどちらかを選択できるようになっている。

「N」を選択する場合は、これらの基準のうち、「4.90N/kg以上」、「3.92N/kg以上（降雨時）」、「0.98N/kg以上」、「0.78N/kg以下」、「1.96N/kg以上」の数値を、「kgf」を選択する場合は、「50%以上」、「40%以上（降雨時）」、「10%以上」、「8%以下」、「20%以上」の数値を完全に暗記しておく必要がある。計算値の適否を判定するために不可欠である。

また、問題を解くに当たっては、①ブレーキ・テストの状態（乾いている・濡れている）、②計算値の末尾の処理方法などに注意する。

〔計算値の末尾の処理〕

単位	左右差	制動力
kgf	小数点第2位（以下）を切り上げ	小数点第2位（以下）を切り捨て
	小数点第1位まで	
N	小数点第3位（以下）を切り上げ	小数点第3位（以下）を切り捨て
	小数点第2位まで	

2. 年度別計算問題

1 令和6年度 第1回問題

【1】ブレーキテストの指示がkgfの問題

次の諸元（A表：自動車検査証）の小型乗用自動車（最高速度140km/h）について、各軸重を計測できないブレーキ・テストを用いて制動力を計測したところ、（B表）の結果を得た。このときの天候条件は降雨時で、ブレーキ・テストのローラが濡れており、すべての制動装置は計測時ロックしなかった。

この自動車の主制動装置及び駐車制動装置の制動力について、（C表）の（①）～（⑤）の計算値を求めなさい。このときの計算値について、左右差の割合については、小数点第2位以下を切り上げ、制動力の割合については、小数点第2位以下を切り捨てて、小数点第1位まで求めなさい。また、（C表）の（⑥）～（⑩）に保安基準の適否を判断し、「適」又は「否」を記入しなさい。[改]

（A表）

車両重量	前軸	890kg
	後軸	770kg
乗車定員		5名

（B表）

主制動力	前軸	右	320kgf
		左	230kgf
	後軸	右	130kgf
		左	150kgf
駐車ブレーキの制動力		右	140kgf
		左	160kgf

（C表）

項 目			計算値	判定結果
主制動力	前軸	審査時車両状態における前軸重に対する左右差の割合	（①） %	（⑥）
	後軸	審査時車両状態における後軸重に対する左右差の割合	（②） %	（⑦）
		審査時車両状態における後軸重に対する制動力の割合	（③） %	（⑧）
	総和	審査時車両状態における自動車に対する制動力の割合	（④） %	（⑨）
審査時車両状態における自動車の重量に対する駐車ブレーキの制動力の割合			（⑤） %	（⑩）

【2】ブレーキテストの指示がN（ニュートン）の問題

次の諸元（A表：自動車検査証）の小型乗用自動車（最高速度140km/h）について、各軸重を計測できないブレーキ・テストを用いて制動力を計測したところ、（B表）の結果を得た。このときの天候条件は降雨時で、ブレーキ・テストのローラが濡れており、すべての制動装置は計測時ロックしなかった。

この自動車の主制動装置及び駐車制動装置の制動力について、（C表）の（①）～（⑤）の計算値を求めなさい。このときの計算値について、左右差の割合については、小数点第3位以下を切り上げ、制動力の割合については、小数点第3位以下を切り捨てて、小数点第2位まで求めなさい。また、（C表）の（⑥）～（⑩）に保安基準の適否を判断し、「適」又は「否」を記入しなさい。[改]

(A表)

車両重量	前軸	890kg
	後軸	770kg
乗車定員		5名

(B表)

主制動力	前軸	右	3140N
		左	2250N
	後軸	右	1270N
		左	1470N
駐車ブレーキの制動力		右	1370N
		左	1570N

(C表)

項 目			計算値	判定結果
主制動力	前軸	審査時車両状態における前軸重に対する左右差の値	(①) N/kg	(⑥)
	後軸	審査時車両状態における後軸重に対する左右差の値	(②) N/kg	(⑦)
		審査時車両状態における後軸重に対する制動力の値	(③) N/kg	(⑧)
	総和	審査時車両状態における自動車に対する制動力の値	(④) N/kg	(⑨)
審査時車両状態における自動車の重量に対する駐車ブレーキの制動力の値			(⑤) N/kg	(⑩)

解 説

R6.1

【1】kgfを用いた場合

①審査時車両状態における前軸重に対する前軸左右差の割合

- 制動力の前軸左右差は、(B表)より次のとおりである。数値の大きい方から小さい方を引く。

$$\text{制動力の前軸左右差} = \text{主制動力（前軸 右－左）} = 320\text{kgf} - 230\text{kgf} = 90\text{kgf}$$

- 審査時車両状態における前軸重は、(A表)及び審査時車両状態の定義（注①）より、次のとおりである。

$$\text{審査時車両状態における前軸重} = \text{車両重量（前軸重）} + 55\text{kg} = 890\text{kg} + 55\text{kg} = 945\text{kg}$$

- 以上の結果、審査時車両状態における前軸重に対する前軸左右差の割合は次のとおりとなる。

$$\text{①} = \frac{\text{制動力の前軸左右差}}{\text{審査時車両状態における前軸重}} \times 100 = \frac{90\text{kgf}}{945\text{kg}} \times 100 = 9.52\cdots\%$$

- 設問の指示により、計算値の小数点第2位以下を切り上げる。この場合、小数点第2位以下は「2…」であり、これを切り上げると、答えは「9.6%」となる。判定基準値は「8%以下」であり、計算値は「9.6%」であることから、適否の判定は「⑥否」となる。

②審査時車両状態における後軸重に対する後軸左右差の割合

- 制動力の後軸左右差は、(B表)より次のとおりである。数値の大きい方から小さい方を引く。

$$\text{制動力の後軸左右差} = \text{主制動力（後軸 左－右）} = 150\text{kgf} - 130\text{kgf} = 20\text{kgf}$$

- 審査時車両状態における後軸重は、(A表)より、770kgである。

- 以上の結果、審査時車両状態における後軸重に対する後軸左右差の割合は次のとおりとなる。

$$\text{②} = \frac{\text{制動力の後軸左右差}}{\text{審査時車両状態における後軸重}} \times 100 = \frac{20\text{kgf}}{770\text{kg}} \times 100 = 2.59\cdots\%$$

- 設問の指示により、計算値の小数点第2位以下を切り上げる。この場合、小数点第2位以下は「9…」であり、これを切り上げると、答えは「2.6%」となる。判定基準値は「8%以下」であり、計算値は「2.6%」であることから、適否の判定は「⑦適」となる。

③審査時車両状態における後軸重に対する後軸制動力の割合

- ・後軸制動力の和は（B表）より次のとおりである。

$$\text{後軸制動力の和} = \text{主制動力（後軸 右+左）} = 130\text{kgf} + 150\text{kgf} = 280\text{kgf}$$

- ・審査時車両状態における後軸重は（A表）より770kgである。
- ・以上の結果、審査時車両状態における後軸重に対する後軸制動力の割合は次のとおりとなる。

$$\text{③} = \frac{\text{後軸制動力の和}}{\text{審査時車両状態における後軸重}} \times 100 = \frac{280\text{kgf}}{770\text{kg}} \times 100 = 36.36\cdots\%$$

- ・設問の指示により、計算値の小数点第2位以下を切り捨てる。この場合、小数点第2位以下は「6…」であり、これを切り捨てると、答えは「36.3%」となる。判定基準値は「10%以上」であり、計算値は「36.3%」であることから、適否の判定は「⑧適」となる。

④審査時車両状態における自動車の重量に対する制動力の総和の割合

- ・制動力の総和は（B表）より次のとおりである。

$$\text{制動力の総和} = \text{主制動力（前軸右+左）} + \text{（後軸右+左）}$$

$$= 320\text{kgf} + 230\text{kgf} + 130\text{kgf} + 150\text{kgf} = 830\text{kgf}$$

- ・審査時車両状態における自動車の重量は（A表）及び審査時車両状態の定義（注①）より次のとおりである。

$$\text{審査時車両状態における自動車の重量} = \text{車両重量（前軸+55kg+後軸）}$$

$$= 890\text{kg} + 55\text{kg} + 770\text{kg} = 1715\text{kg}$$

- ・以上の結果、審査時車両状態における自動車の重量に対する制動力の総和の割合は次のとおりとなる。

$$\text{④} = \frac{\text{制動力の総和}}{\text{審査時車両状態における自動車の重量}} \times 100 = \frac{830\text{kgf}}{1715\text{kg}} \times 100 = 48.39\cdots\%$$

- ・設問の指示により、計算値の小数点第2位以下を切り捨てる。この場合、小数点第2位以下は「9…」であり、これを切り捨てると、答えは「48.3%」となる。判定基準値はブレーキ・テストのローラが濡れている状態であるため「40%以上」であり、計算値は「48.3%」であることから、適否の判定は「⑨適」となる。

⑤審査時車両状態における自動車の重量に対する駐車ブレーキの制動力の割合

- ・駐車ブレーキの制動力の総和は（B表）より次のとおりである。

$$\text{駐車ブレーキの制動力の総和} = \text{駐車ブレーキの制動力（右+左）} = 140\text{kgf} + 160\text{kgf} = 300\text{kgf}$$

- ・審査時車両状態における自動車の重量は④より1715kgである。
- ・以上の結果、審査時車両状態における自動車の重量に対する駐車ブレーキの制動力の割合は次のとおりとなる。

$$\text{⑤} = \frac{\text{駐車ブレーキの制動力の総和}}{\text{審査時車両状態における自動車の重量}} \times 100 = \frac{300\text{kgf}}{1715\text{kg}} \times 100 = 17.49\cdots\%$$

- ・設問の指示により、計算値の小数点第2位以下を切り捨てる。この場合、小数点第2位以下は「9…」であり、これを切り捨てると答えは「17.4%」となる。判定基準値は「20%以上」であり、計算値は「17.4%」であることから、適否の判定は「⑩否」となる。

第4章 年度別試験問題

本章では、問題文に製作年月日の記載が無い場合は、全て令和7年1月1日製作車として模範解答及び解説を収録している。

4-1 ▶令和6年度第1回 自動車検査員教習修了試験

【1】 次の各文について、道路運送車両法又は関係法令等に照らして判断し、適切なものには○を、適切でないものには×を記入しなさい。

1. 道路運送車両法は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。
2. 自動車（軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。）は、自動車登録ファイルに登録を受けたものでなければ、これを運行の用に供してはならない。
3. 新規登録の申請の際、有効な自動車予備検査証を提出することにより、当該自動車の提示を省略することができる。
4. 何人も、国土交通大臣若しくは封印取付受託者が取付けをした封印又はこれらの者が封印の取付をした自動車登録番号標は、これを取り外してはならない。ただし、整備のため特に必要があるときその他の国土交通省令で定めるやむを得ない事由に該当するときは、この限りではない。
5. 新規登録を受けた登録自動車について所有者の変更があったときは、新所有者は、その事由があった日から30日以内に国土交通大臣の行う移転登録の申請をしなければならない。
6. 自動車（軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。）は、自動車登録番号標を国土交通省令で定める位置に、かつ、被覆しないことその他当該自動車登録番号標に記載された自動車登録番号の識別に支障が生じないものとして国土交通省令で定める方法により表示しなければ、運行の用に供してはならない。
7. 指定自動車整備事業者は、腐食等により車台番号の打刻が識別困難な場合、運輸支局長へ届出を行い指定自動車整備事業者が車台番号を打刻することができる。
8. 何人も、自動車の車台番号又は原動機の型式の打刻を塗まつし、その他車台番号又は原動機の型式の識別を困難にするような行為をしてはならない。但し、整備のため特に必要な場合その他やむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けたとき、又は道路運送車両法第32条の規定による命令（職権による打刻等）を受けたときは、この限りでない。
9. 自動車（軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。）を譲渡する者は、譲渡の年月日、車名及び型式、車台番号及び原動機の型式、譲渡人及び譲受人の氏名又は名称及び住所を記載した譲渡証明書を譲受人に交付しなければならない。この場合において、譲渡証明書は、譲渡に係る自動車1両につき、2通以上交付することができる。
10. 臨時運行の許可は、当該自動車の試運転を行う場合、新規登録、新規検査又は当該自動車検査証が有効でない自動車についての継続検査その他の検査の申請をするために必要な提示のための回送を行う場合その他特に必要がある場合に限り、行うことができる。

【2】 次の各文について、道路運送車両法又は関係法令等に照らして判断し、() の中にあてはまる最も適切なものを次の選択枠から選んで、その記号を記入しなさい。ただし、同じ記号を二度以上選んでもよい。

1. 道路運送車両法で定める「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び(①)をいう。
2. 道路運送車両法で自動車とは、(②)により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、原動機付自転車以外のものをいう。
3. 現在の道路運送車両法及び関係法令等で規定されている四輪の軽自動車の大きさは、長さ3.40m以下、幅(③)m以下、高さ2.00m以下である。
4. 登録自動車の所有者は、当該自動車が滅失し、解体し（整備又は改造のために解体する場合を除く。）、又は自動車の用途を廃止したときは、その事由があった日から(④)日以内に、永久抹消登録の申請をしなければならない。
5. 臨時運行の許可の有効期間は(⑤)日をこえてはならない。但し、長期間を要する回送の場合その他特にやむを得ない場合は、この限りでない。

ア：軽自動車	イ：1.48	ウ：10	エ：軽車両	オ：動力伝達装置
カ：原動機	キ：走行装置	ク：1.58	コ：20	サ：30
シ：1.55	ス：5	セ：大型特殊自動車	ソ：15	タ：25

【3】 次の各文は、道路運送車両法又は関係法令等に規定されている事項に関して述べたものである。各文の() の中にあてはまる適切な語句又は数値を記入しなさい。

1. 道路運送車両法に規定する(①)、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大きさ及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。
2. 四輪の小型自動車の大きさは、長さ(②)m以下、幅1.70m以下、高さ2.00m以下である。
3. 四輪の小型自動車は、内燃機関を原動機とする自動車（軽油を燃料とする自動車及び天然ガスのみを燃料とする自動車を除く。）にあっては、総排気量が(③)ℓ以下である。
4. 封印の取り付けは、自動車の後面に取りつけた自動車登録番号標の(④)側の取り付け箇所に行う。
5. 自動車の所有者は、登録されている型式、車台番号、原動機の型式、所有者の氏名若しくは名称若しくは住所又は使用の本拠の位置に変更があったときは、その事由があった日から(⑤)日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。

【12】 次の各文は、自動車の騒音規制又は排出ガス規制について述べたものである。適切なものには○を、適切でないものには×を記入しなさい。

1. 平成22年に製作された専ら乗用の用に供する自動車検査証記載の乗車定員5人の普通四輪自動車（車両の前部に原動機を有するもの）について、「近接排気騒音の測定方法（絶対値規制適用時）」に定める方法により測定した近接排気騒音の測定値が97dBであったため、基準に不適合とした。
2. 平成28年排出ガス規制が適用される排出ガス識別記号「2KG-」の軽油を燃料とする普通貨物自動車の無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数をオパシメータにより測定したところ、1回目の測定値が 0.45m^{-1} であったため、1回目の測定値を当該自動車の排出ガスの光吸収係数として、基準に適合とした。
3. 内燃機関を原動機とするガソリンを燃料とする普通乗用自動車について、ブローバイ・ガス還元装置を備えていなかったため、基準に不適合とした。
4. 排気管が、発散する排気ガス等により制動装置の機能を障害するおそれのある位置に開口していたが、車両中心線を含む鉛直面に対して右向き 25° の傾きであったため、保安基準に適合と判断した。
5. 内燃機関を原動機とする小型乗用自動車の消音器の一部が著しく破損していたが、近接排気騒音を測定したところ、測定値が保安基準で定める値を下回っていたので、基準に適合とした。

【13】 次の各文は、自動車の排出ガス規制について述べたものである。各文の（ ）の中にあてはまる適切な字句等を記入しなさい。

1. ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車のアイドリング時（原動機を無負荷運転している状態）における排出ガスの測定値は、次表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素及び炭化水素の欄に掲げる値を超えないものでなければならない。

自動車の種別	一酸化炭素※1	炭化水素※2
ア 2サイクルの原動機を有する自動車 （二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）	4.5%	100万分の7,800
イ 二輪自動車及び側車付二輪自動車	0.5%	100万分の (①)
ウ 4サイクルの原動機を有する軽自動車 （二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）	(②)	100万分の500
エ 大型特殊自動車又は小型特殊自動車（定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えたものに限る。）	1.0%	100万分の500
オ アからエまでに掲げる自動車以外の自動車	(③) %	100万分の (④)

※1 容量比で表した値、※2 ノルマルヘキサン当量による容量比で表した値

2. ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車のアイドリング時における排出ガスの測定方法は、原動機を無負荷運転している状態で暖機状態の自動車の排気管内にプローブを (⑤) cm程度挿入して測定する。

R6.1

【14】 次の各文は、近接排気騒音（相対値規制適用時）の測定方法について述べたものである。各文の（ ）の中にあてはまる最も適切なものを次の選択枠から選んで、その記号を記入しなさい。ただし、同じ記号を二度以上選んでもよい。

- 1. 使用する騒音計の周波数補正回路の特性は、(①) 特性とする。
- 2. 原動機を次表の区分に応じた回転数± 5 %の回転数に1 秒間以上一定に保持した後、急速に減速し、アイドリングが安定するまでの間の自動車騒音の大きさの最大値を測定することにより行う。なお、原動機の回転数は、回転計（車載の回転計を除く。）により測定する。

区分	原動機回転数
(1) 原動機の最高出力時の回転数が毎分7500回転以上の自動車	最高出力時の回転数の50 %の回転数
(2) 二輪自動車及び側車付二輪自動車であって、原動機の最高出力時の回転数が毎分5000回転を超えるもの	
(3) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車であって、原動機の最高出力時の回転数が毎分5000回転を超え7500回転未満のもの	3750回転
(4) (1) から (3) 以外の自動車	最高出力時の回転数の(②) %の回転数

- 3. 使用する騒音計のマイクロホンの位置は、排気流の方向を含む鉛直面と外側後方 (③) ° ±10° に交わる排気管の開口部の中心を含む鉛直面上で排気管の基準点から (④) cm ±2.5cm離れた位置で、かつ、排気管の基準点の高さ（排気管の基準点の高さが地上高さ20cm未満の場合は地上高さ20cm）±2.5cmの位置とする。

排気管の基準点は、次に掲げる条件を満たす最も地上から高い点とする。

- (1) 排気管の末端
- (2) 排気管の開口部の中心及び排気管の末端からの排気流軸を含む鉛直面
- 4. 近接排気騒音の測定値の取扱いに関して、測定は (⑤) 回行い、測定した騒音の値の小数第1 位（小数第2 位四捨五入）までの数値を測定値とする。

ア: 30	イ: 45	ウ: 50	エ: 60	オ: 75	カ: 2	キ: 3	ク: A
コ: B	サ: C						

R6.1

▶模範解答

【1】

- 1. ○：車両法1 条
- 2. ○：車両法4 条
- 3. ○：車両法7 条3 項1 号
- 4. ○：車両法11条5 項
- 5. ×（30日以内⇒15日以内）：車両法13条1 項
- 6. ○：車両法19条
- 7. ×（自動車の製作を業とする者、自動車の車台又は原動機の製作を業とする者及び国土交通大臣が指定した者以外の者は打刻できない）：車両法29条1 項

- 8. ○：車両法31条
- 9. ×（譲渡証明書は2 通以上交付してはならない）：車両法33条1 項、2 項
- 10. ○：車両法35条1 項

【2】

- 1. ①ーエ（軽車両）：車両法2 条1 項
- 2. ②ーカ（原動機）：車両法2 条2 項
- 3. ③ーイ（1.48）：施行規則2 条 別表第1
- 4. ④ーソ（15）：車両法15条1 項1 号
- 5. ⑤ース（5）：車両法35条3 項